

第1章

高齢化の進行と
高齢者雇用に向けた
社会的な要請

第1章 高齢化の進行と高齢者雇用に向けた 社会的な要請

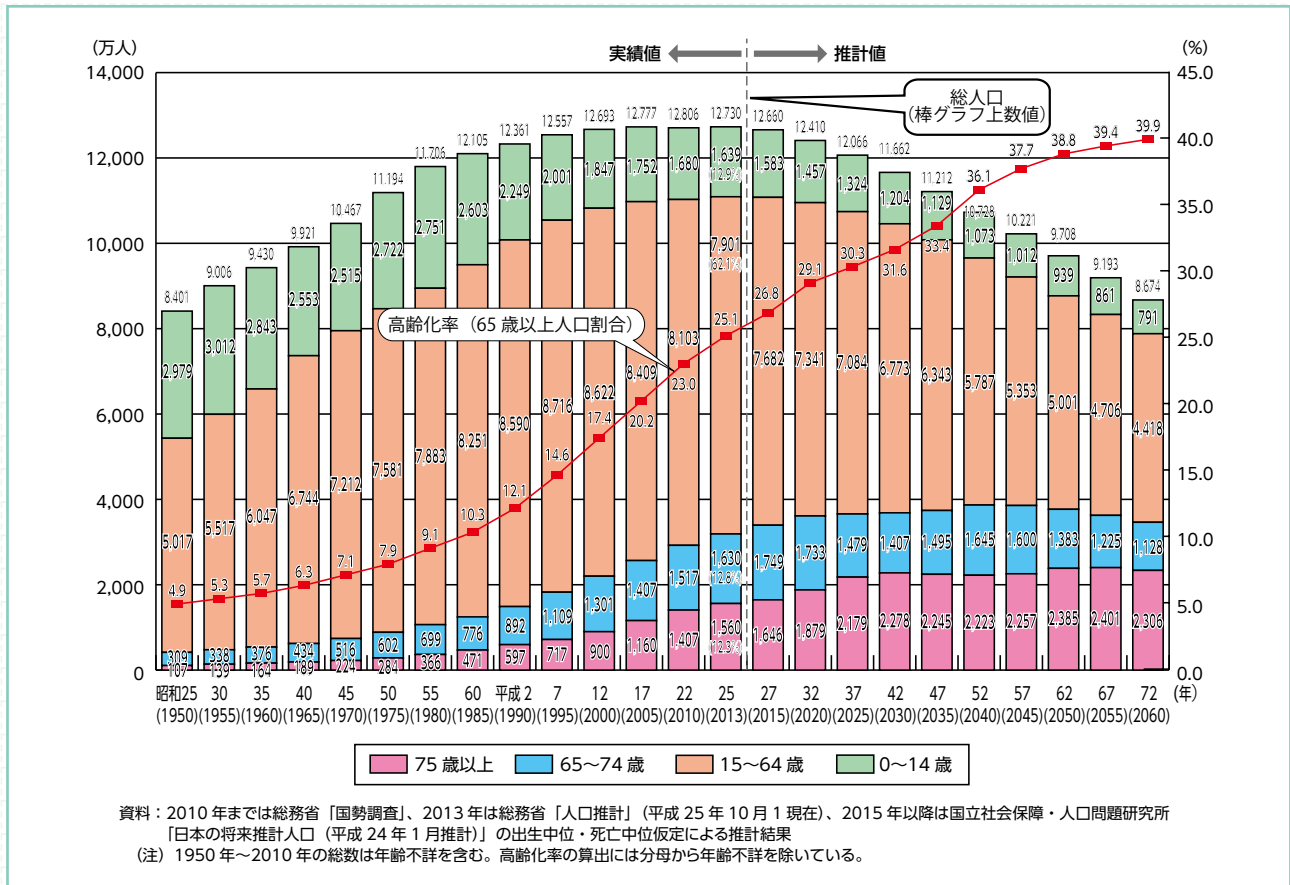
1. 少子高齢化の進行

(1) 既に減少傾向にあるわが国の人口

わが国の人口は既に減少し始めており、今後も減少することが予測されています。一方、高齢化率(全人口に占める65歳以上の割合)は、右肩上がりで見られ、2060年には39.9%と、ほぼ5人に2人が65歳以上になると推計されています。

このように、今後、少子高齢化の影響がより顕著になり、組込みシステム業界においても、この影響は避けられない状況に置かれることになります。

図表 1 - 1 高齢化の推移と将来推計



出典：内閣府「高齢社会白書(平成26年版)」

一方、高齢化の状況を都道府県別にみると、2013年（平成25年）現在の高齢化率は、最も高い秋田県では31.6%、最も低い沖縄県では18.4%となっています。

今後、高齢化率は、すべての都道府県で上昇し、2040年には、最も高い秋田県では43.8%となり、最も低い沖縄県でも30.3%に達すると見込まれています。また、首都圏など三大都市圏では、今後の高齢化がより顕著であり、例えば神奈川県の高齢化率は、2013年（平成25年）の21.4%から2040年には35.0%と12.6ポイント上昇し、千葉県では24.3%から36.5%と12.2ポイント上昇すると見込まれています。

今後、我が国の高齢化は、大都市圏を含めて全国的な広がりを見ることがとなります。

図表1-2 都道府県別高齢化率の推移

	平成25年 (2013)			平成52年 (2040)	高齢化率の伸び (ポイント)
	総人口(千人)	65歳以上 人口(千人)	高齢化率(%)	高齢化率(%)	
北海道	5,431	1,469	27.0	40.7	13.7
青森県	1,335	373	27.9	41.5	13.6
岩手県	1,295	372	28.7	39.7	11.0
宮城県	2,328	553	23.8	36.2	12.4
秋田県	1,050	331	31.6	43.8	12.2
山形県	1,141	332	29.1	39.3	10.2
福島県	1,946	524	26.9	39.3	12.4
茨城県	2,931	728	24.8	36.4	11.6
栃木県	1,986	480	24.2	36.3	12.1
群馬県	1,984	512	25.8	36.6	10.8
埼玉県	7,222	1,661	23.0	34.9	11.9
千葉県	6,192	1,505	24.3	36.5	12.2
東京都	13,300	2,914	21.9	33.5	11.6
神奈川県	9,079	2,033	22.4	35.0	12.6
新潟県	2,330	655	28.1	38.7	10.6
富山県	1,076	309	28.7	38.4	9.7
石川県	1,159	302	26.1	36.0	9.9
福井県	795	214	27.0	37.5	10.5
山梨県	847	225	26.5	38.8	12.3
長野県	2,122	600	28.3	38.4	10.1
岐阜県	2,051	539	26.3	36.2	9.9
静岡県	3,723	966	26.0	37.0	11.0
愛知県	7,443	1,662	22.3	32.4	10.1
三重県	1,833	480	26.2	36.0	9.8
滋賀県	1,416	319	22.5	32.8	10.3
京都府	2,617	676	25.8	36.4	10.6
大阪府	8,849	2,184	24.7	36.0	11.3
兵庫県	5,558	1,408	25.3	36.4	11.1
奈良県	1,383	369	26.7	38.1	11.4
和歌山県	979	288	29.4	39.9	10.5
鳥取県	578	163	28.2	38.2	10.0
島根県	702	217	30.9	39.1	8.2
岡山県	1,930	524	27.1	34.8	7.7
広島県	2,840	743	26.2	36.1	9.9
山口県	1,420	429	30.2	38.3	8.1
徳島県	770	224	29.1	40.2	11.1
香川県	985	277	28.1	37.9	9.8
愛媛県	1,405	404	28.8	38.7	9.9
高知県	745	232	31.1	40.9	9.8
福岡県	5,090	1,230	24.2	35.3	11.1
佐賀県	840	219	26.1	35.5	9.4
長崎県	1,397	390	27.9	39.3	11.4
熊本県	1,801	491	27.2	36.4	9.2
大分県	1,178	337	28.6	36.7	8.1
宮崎県	1,120	310	27.6	37.0	9.4
鹿児島県	1,680	467	27.8	37.5	9.7
沖縄県	1,415	260	18.4	30.3	11.9

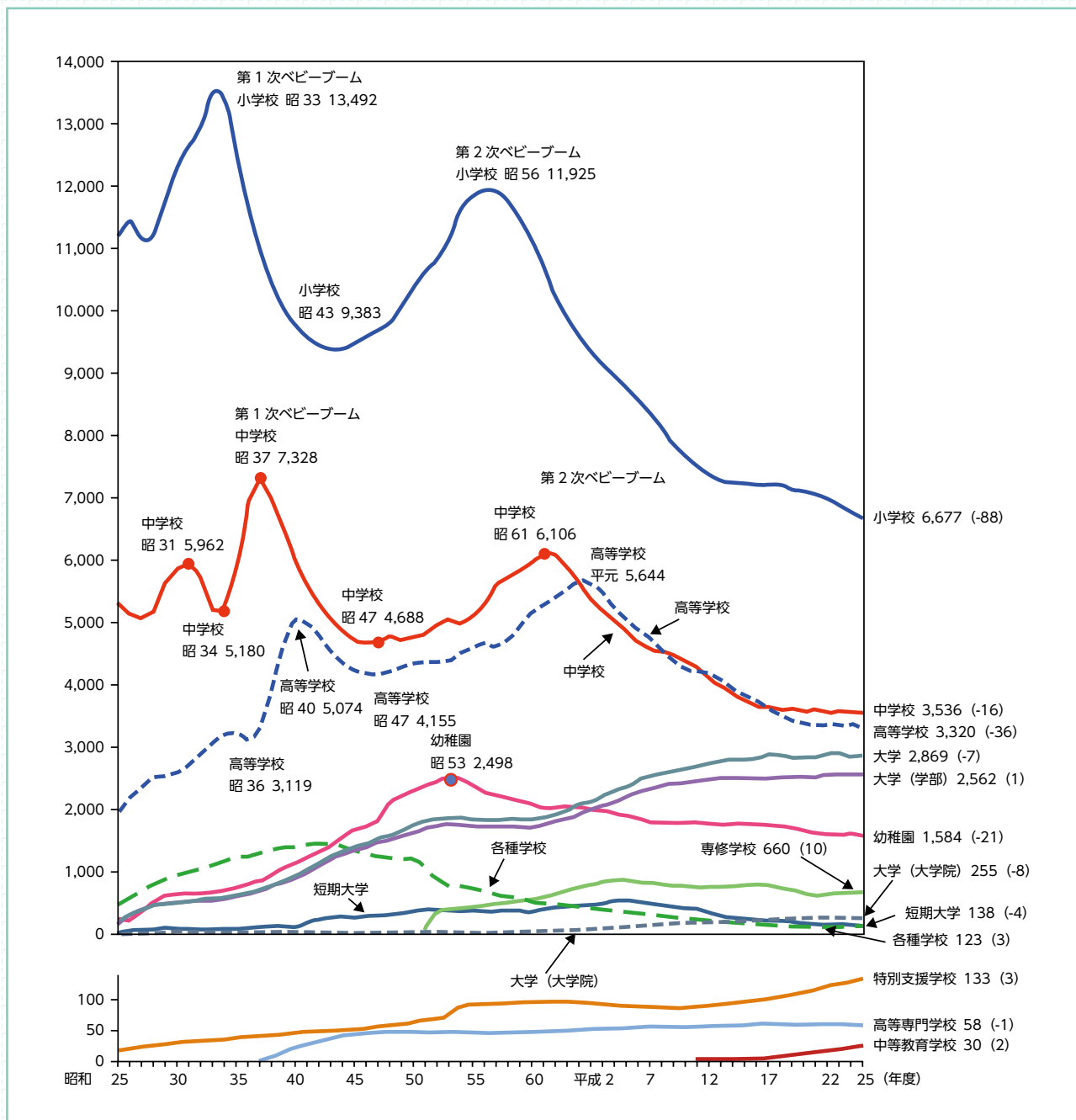
資料：平成25年は総務省「人口推計」、平成52年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

出典：内閣府「高齢社会白書（平成26年版）」

(2) ますます難しくなる若年者の採用

少子高齢化の進行の下、今後、若年層が減少していくことが予測されており、組込みシステム業界においても若年者の採用・定着の促進が大きな経営課題として挙がってくるのが想定されます。

図表 1 - 3 教育機関在学者数の推移



注1) () 内の数は、前年度からの増減値 (単位: 千人) である。
 注2) 特別支援学校は、平成18年度以前は盲学校、聾学校、養護学校である。
 注3) 大学には、学部学生、大学院学生のほか、科目等履修生、聴講生、研究生等を含む。

出典: 「学校基本調査」 文部科学省

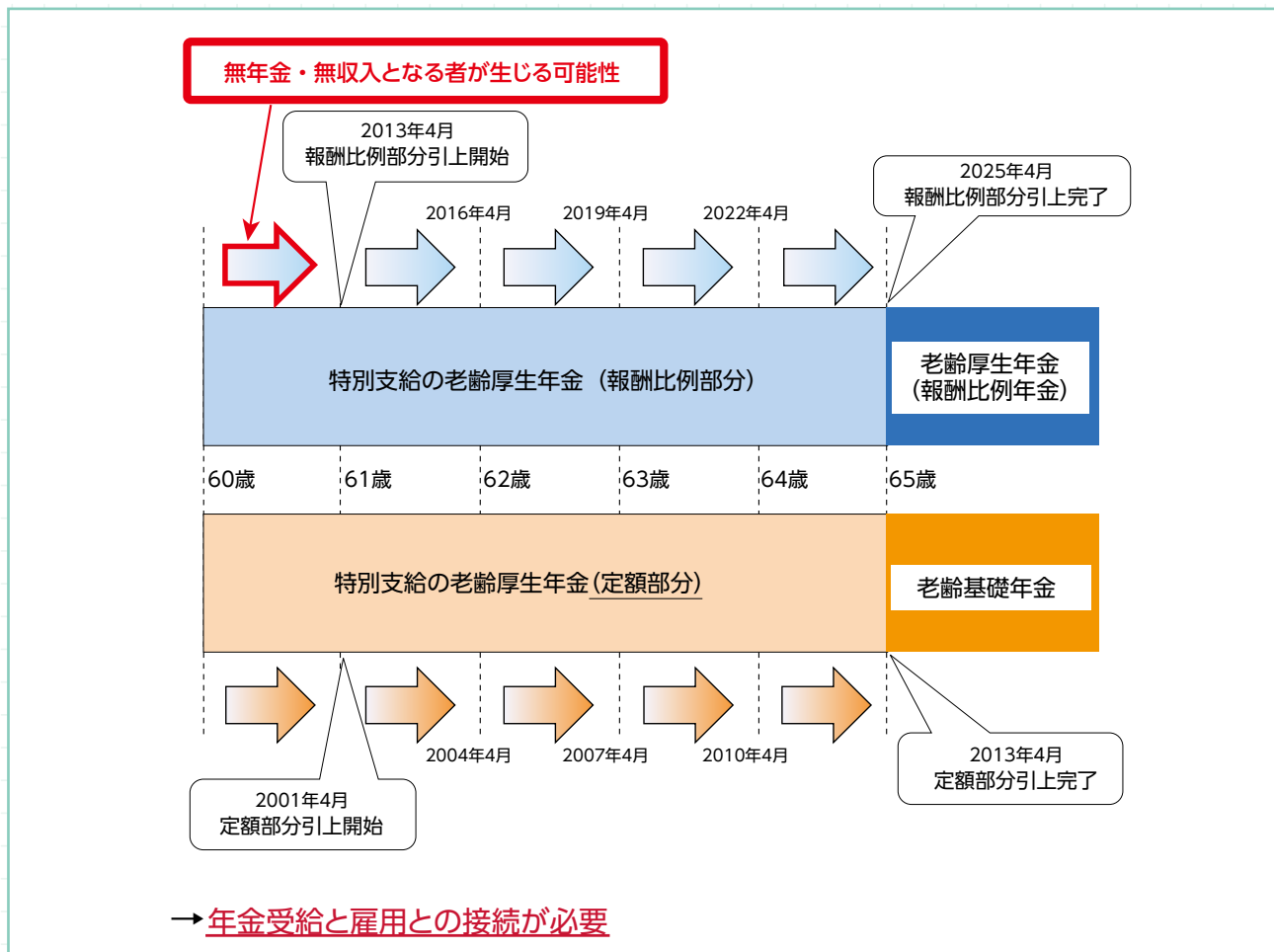
2. 厚生年金の支給開始年齢の引き上げ

厚生年金の加入者は、2013年（平成25年）3月までは、60歳から「特別支給の老齢厚生年金」、65歳からは「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」を受給することができました。

ただし、この「特別支給の老齢厚生年金」のうち、定額部分は2013年4月から65歳にならないと受給できなくなりました。また、報酬比例部分についても2013年4月から2025年（平成37年）度にかけて段階的に65歳に引き上げられることになっており、既に2013年4月からは61歳にならないと受給できなくなりました（男性の場合。女性は5年遅れ）。

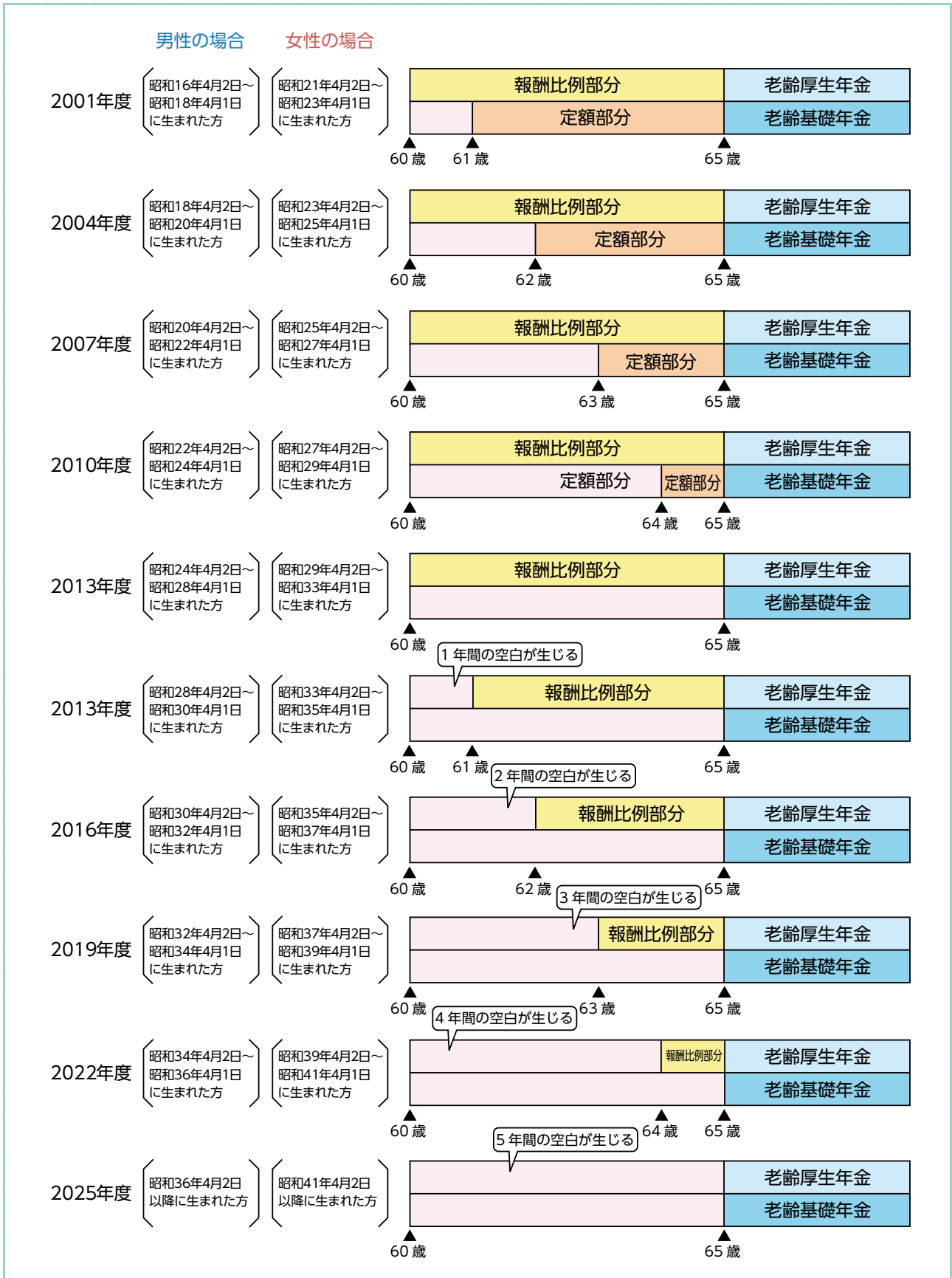
こうした年金の支給開始年齢の引き上げにより、60歳定年で退職し、再就職ができない場合、無年金期間に無収入となる可能性が生じてしまいます。

図表1-4 老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュール



出典：厚生労働省ホームページ

図表 1 - 5 性別・出生年別老齢厚生年金の支給開始年齢



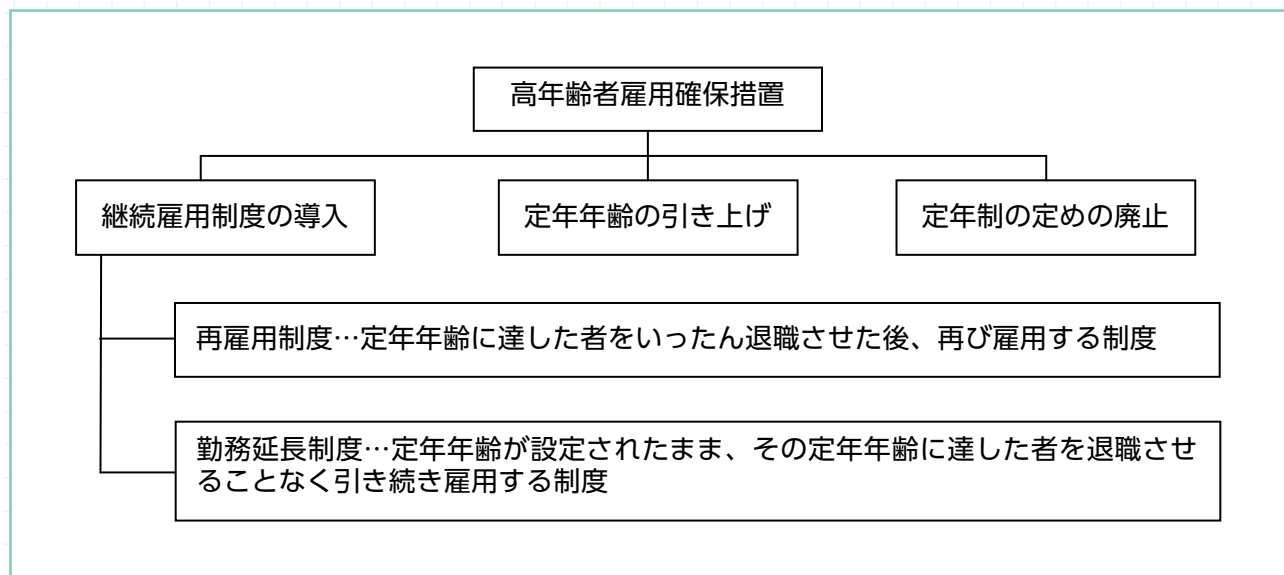
出典：日本年金機構資料を一部加筆

3. 改正高年齢者雇用安定法施行

(1) 前回の法改正の概要 (2004年度改正、2006年度施行)

高齢者にとっては、年金が支給されるまでの間の就労の場を確保することは生活上急務である場合が少なくありません。こうしたことから、2004年（平成16年）に高年齢者雇用安定法（高年齢法）が改正され、2006年（平成18年）4月から、年金が支給されるまでの安定した雇用の確保を図ることを目的に、定年（65歳未満のものに限る）の定めのある事業主は、①定年年齢の引き上げ、②継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、その高年齢者を定年後も引き続いて雇用する制度）の導入、③定年の定め廃止、のいずれかの措置（「高年齢者雇用確保措置」）を講じなければならなくなりました。

図表1-6 3つの「高年齢者雇用確保措置」



(2) 今回の法改正の概要 (2012年度改正、2013年度施行)

2006年度に施行された高齢法では、前述のような「高年齢者雇用確保措置」を事業主に義務付けていますが、このうち継続雇用制度については、労使協定による基準により、その対象者を限定することが認められています。このため、この基準に満たなかったことにより60歳以降継続雇用されず、かつ、他社でも働くことができなかつた場合は、2013年度以降、一定期間、収入が途絶えてしまうこととなります。こうした事態を防ぐために、今回の高齢法の改正に至りました。

今回の高齢法の改正には2つの柱があります。1つ目は、「希望者全員の65歳までの雇用確保」が厳格化され、現行のように継続雇用の対象者を選定基準を満たした者に限定することができなくなったことです。

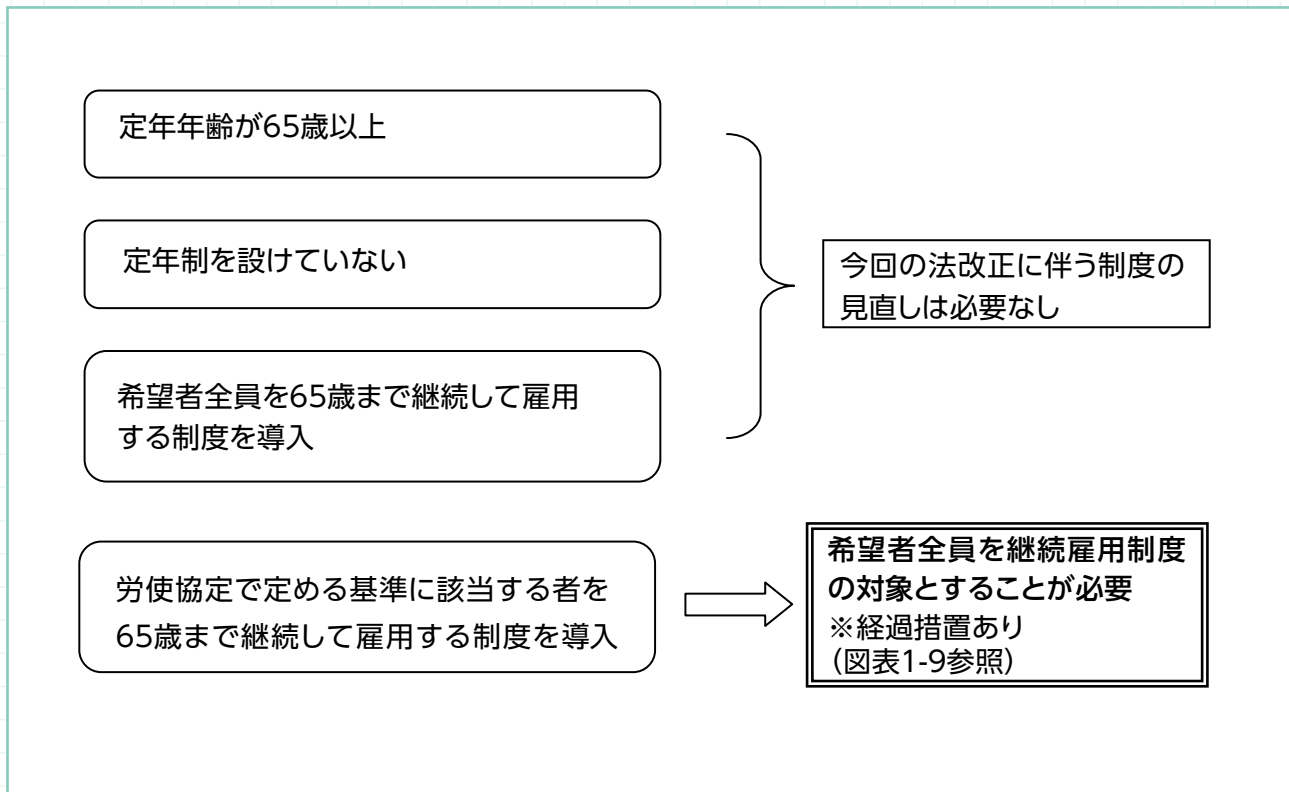
なお、こうした選定基準の廃止には段階的な経過措置が設けられることとなっており、当初は「無年金」となる61歳までについては選定基準を廃止し、希望者全員の雇用を確保しなければならないということになります。65歳までの希望者全員の雇用確保を求めるのは2025年（平成37年）度からとなります。ただし、この経過措置を利用できるのは、2013年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を設けていた場合に限りです。

2つ目は、継続雇用先の範囲を広げ、企業グループ内での継続雇用先を確保することを認めていることです。現行法では、継続雇用先は連結子会社等緊密性のある企業に限定されていますが、改正後は、子会社や関連会社、また、同じ企業グループ内であれば子会社間まで継続雇用先企業の範囲を拡大することができようになりました。

図表1-7 年金の支給開始年齢の引き上げと高齢法との関係

	厚生年金支給開始年齢		改正高齢法	
	定額部分	報酬比例部分	選定基準対象年齢	希望者全員の義務化年齢
2013年度	65歳	61歳	61歳以上	61歳まで
2016年度	〃	62歳	62歳以上	62歳まで
2019年度	〃	63歳	63歳以上	63歳まで
2022年度	〃	64歳	64歳以上	64歳まで
2025年度	〃	65歳	基準失効	65歳まで

図表1-8 改正高年齢者雇用安定法への対応が必要な企業とは



【参考】 2013年4月の法改正後も、以下の点は変更ありません。

- 定年年齢は60歳以上でなければなりません。
- 高年齢者雇用確保措置は3つの選択肢（定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め
の廃止）から選べます（※今回の改正は、65歳への定年引上げの義務化ではありません）。
- 継続雇用時の労働条件は、最低賃金法等の法律にのっとり、かつ、事業主の合理的な裁量
の範囲で設定可能です（※従業員の希望をすべて聞く必要はありません）。
- 事業主と従業員の間で労働条件の合意ができず、結果として従業員が継続雇用を拒否した
としても、法違反となるものではありません（※ただし、あえて継続雇用を希望させない
ような恣意的な労働条件の提示は認められません）。

図表 1-9 高年齢者雇用安定法の改正のポイント

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から新しくなりました。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65 歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、従前の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができましたが、今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成 25 年 4 月 1 日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になりました。

ただし、以下の経過措置があります。

【経過措置】

平成 25 年 3 月 31 日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けていた場合

- ・平成 28 年 3 月 31 日までは 61 歳以上の人に対して
- ・平成 31 年 3 月 31 日までは 62 歳以上の人に対して
- ・平成 34 年 3 月 31 日までは 63 歳以上の人に対して
- ・平成 37 年 3 月 31 日までは 64 歳以上の人に対して



基準を適用することができます。

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する 企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになりました。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を 20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。

この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要となります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

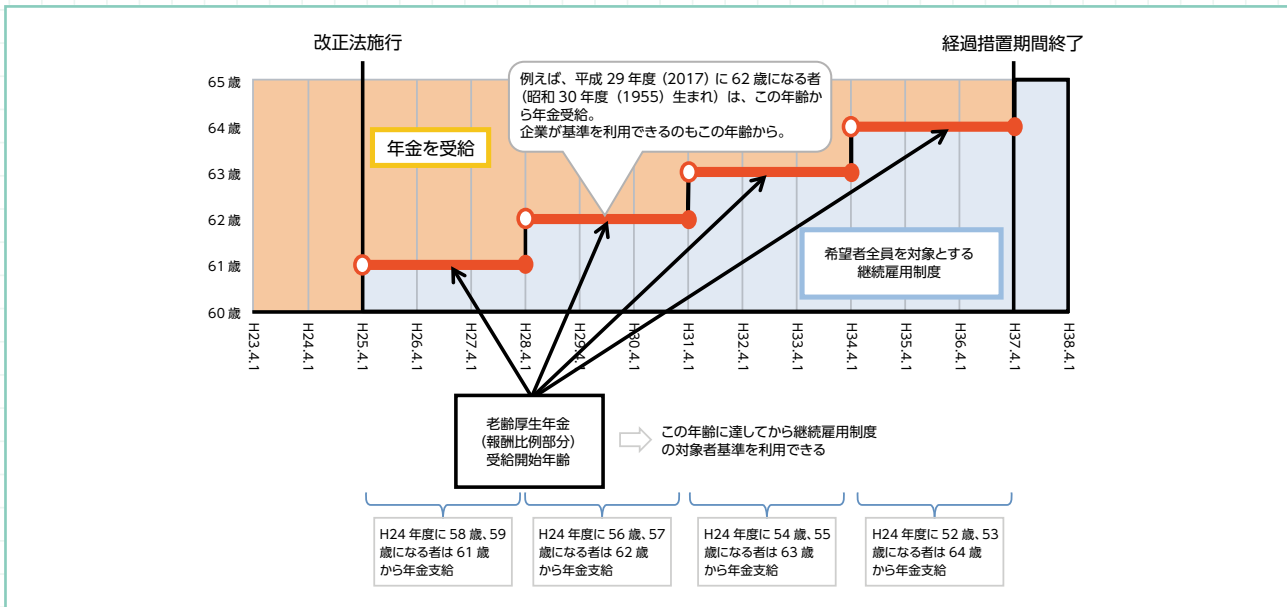
事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針が策定されました。

この指針には、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。

出典：厚生労働省パンフレットを一部修正

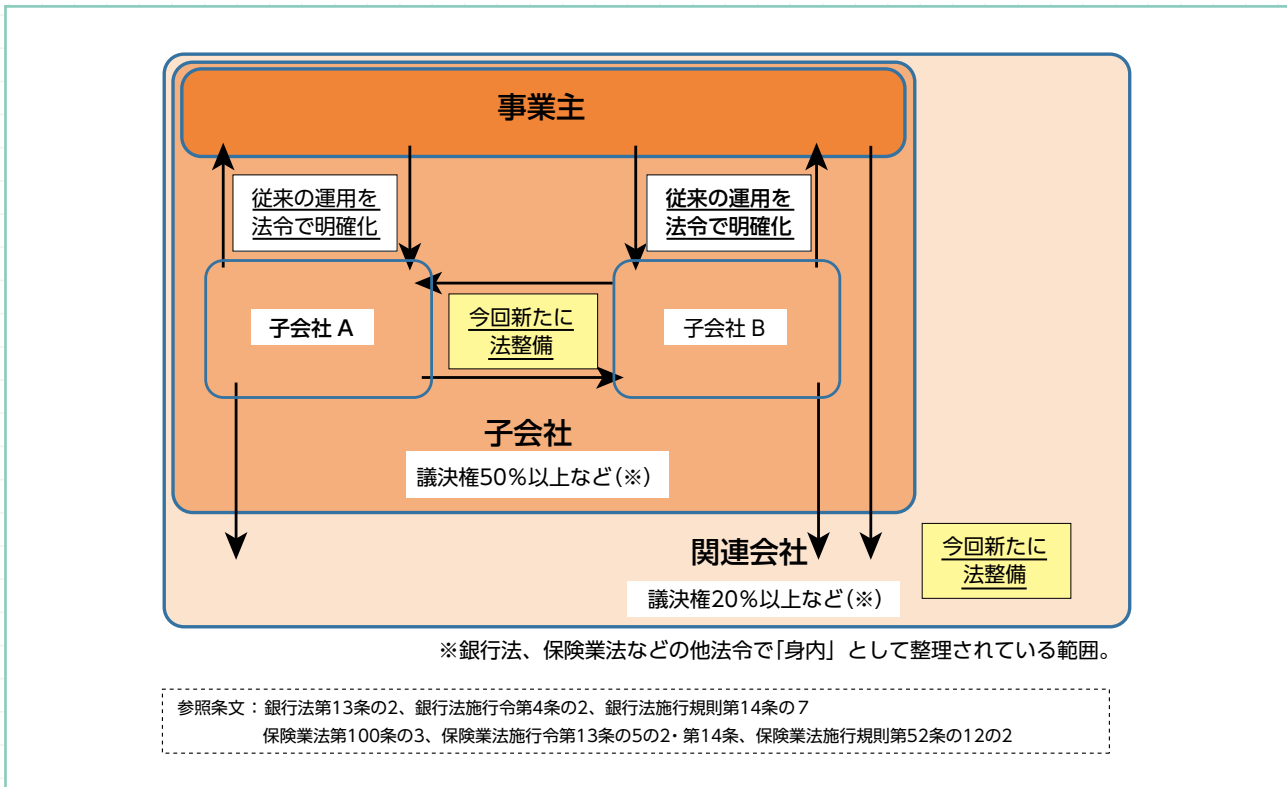
図表1-10 経過措置のイメージ

改正前の高齢法第9条第2項に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けていた事業主は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、その基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設ける。



出典：厚生労働省ホームページ

図表1-11 継続雇用制度の雇用先の特例



出典：厚生労働省ホームページ

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構委託
産業別高齢者雇用推進事業

組込みシステム業 高齢者雇用推進の手引き

発行 平成 26 年 9 月

一般社団法人 組込みシステム技術協会

〒 103-0007 中央区日本橋浜町 1 丁目 8-12 東実厚生年金会館 8 階
TEL:03-5821-7973 FAX:03-5821-0444
<http://www.jasa.or.jp/>

無断転載を禁ず